

# 第10章 化学物質

## 第1節 ダイオキシン類対策

### 1 ダイオキシン類対策の現況

ダイオキシン類は、動物実験によって、急性毒性や慢性毒性、発癌性、催奇形性、生殖毒性等が報告されており、健康影響に関する懸念や環境汚染が大きな社会問題となっています。

県では、環境汚染状況の常時監視や発生源検査などを行っています。

### 2 常時監視

令和2年度は環境基準が定められている大気（5地点）、水質（18地点）、底質（16地点）、地下水（7地点）及び土壌（9地点）について測定を行い、全ての地点で環境基準を達成しました。また、土壌については、全ての地点で調査指標値(250pg-TEQ/g)も下回りました。

### 3 発生源対策

#### (1) 特定施設

ダイオキシン類対策特別措置法により、一定規模以上の廃棄物焼却炉など、ダイオキシン類を発生し大気中へ排出する特定施設（大気基準適用施設）の排出ガスについては、排出基準が定められています。

また、廃棄物焼却炉の湿式集じん施設など、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する特定施設（水質基準対象施設）を有する工場・事業場（水質基準適用事業場）の排水については、排水基準が定められています。

さらに、事業者は特定施設の届出を知事又は宮崎市長に提出することが義務付けられており、令和2年度末現在の県内の届出施設数は、6種類の85施設（66工場・事業場）となっています。

#### (2) 事業者による自主検査結果

事業者は、特定施設の種類等に応じ排出ガス、排水、ばいじん及び燃え殻について、年1回以上のダイオキシン類の測定を行い、その結果を知事又は宮崎市長に報告することが義務付けられています。

令和2年度の自主検査については、廃棄物焼却炉1施設の排出ガスが排出基準を超過していたため、施設の使用を停止させた上で改善を命じ、現在改善中です。

また、ばいじん及び燃え殻は、1施設でばいじんが埋め立て処分基準を超過していましたが、適正に処分されていることを確認しました。

#### (3) 発生源立入検査

大気基準適用施設及び水質基準適用事業場の排出基準の遵守状況を確認するため、令和2年度は廃棄物焼却炉39施設など合計45施設・事業場について立入測定を実施したところ、廃棄物焼却炉6施設の排出ガスが排出基準を超過していたため、施設の使用を停止させた上で改善を命じました。5施設については改善を確認し、残る1施設については現在改善中です。

## 第2節 その他の化学物質対策

### 1 化学物質排出移動量届出（PRTR）制度について

国は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し環境の保全を図るため、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」を公布し、化学物質排出移動量届出（PRTR）制度を導入しました。この制度は、環境に対する影響の可能性（リスク）が比較的高い化学物質について、事業者による排出量・移動量を把握し都道府県経由で国に届出を行い、国はその集計結果及び推計を行った届出対象外の排出量（対象業種からの届出外排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量及び移動体からの排出量の推計値）の集計結果を公表し、都道府県は地域住民のニーズに応じて情報の集計・公表等を行うといったシステムです。

平成14年度から事業者による化学物質の排出量・移動量の届出が開始され、令和2年度（令和元年度の排出量・移動量）の全国集計結果は、令和3年3月に公表されました。

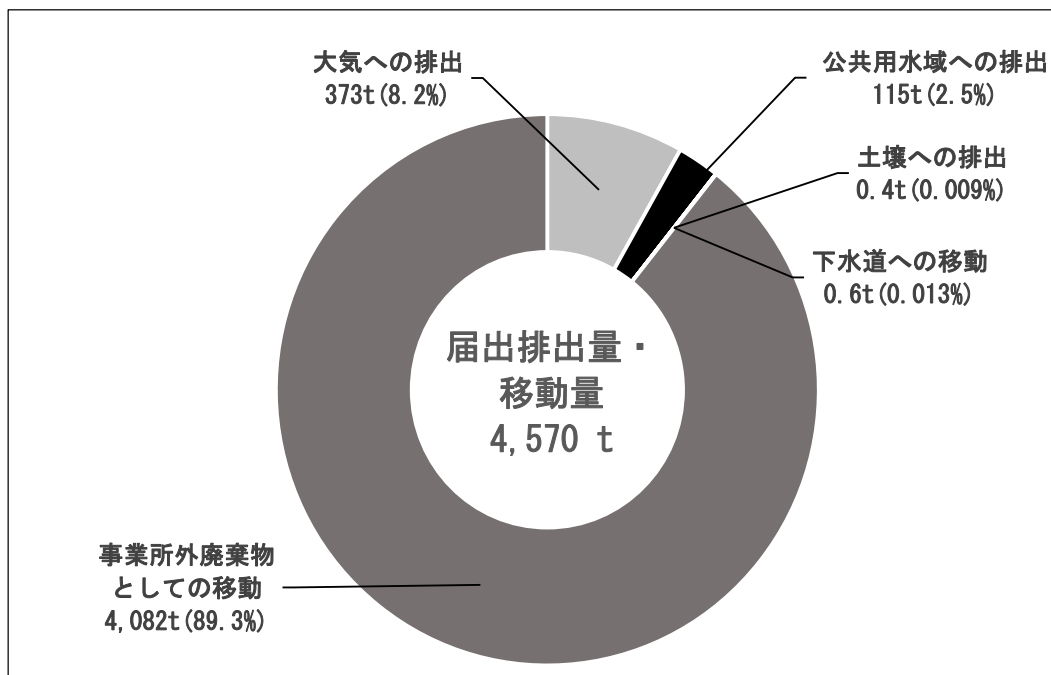
### 2 集計結果の概要

令和2年度に届出のあった県内事業所は320件（全国33,318件）で、113種類（全国433種類）の化学物質について届出があり、排出量は488トン（全国140,127トン）、移動量は4,082トン（全国243,927トン）、これらを合計した届出排出量・移動量は4,570トン（全国384,054トン）でした。

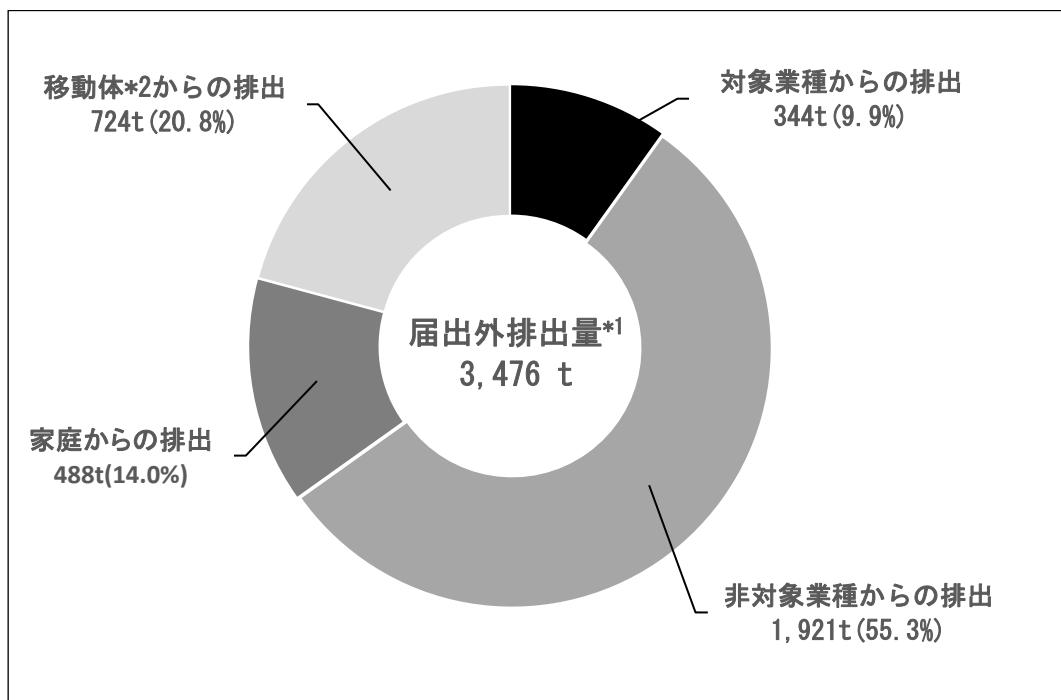
県内の届出排出量・移動量の内訳は、事業所外への廃棄物としての移動が4,082トン（89.3%）と最も多く、次いで大気への排出が373トン（8.2%）、公共用水域への排出が115トン（2.5%）の順となっています。また、届出排出量・移動量中の上位10物質の合計は4,082トン（89.3%）で、そのうち、マンガン及びその化合物が2,521トン（55.2%）と最も多く、次いでトリクロロエチレンが570トン（12.5%）、塩化ビニリデンが197トン（4.3%）の順となっています。

県内の届出外排出量（推計）は3,476トン（全国206,179トン）で、内訳は非対象業種からの排出量が1,921トン（55.3%）と最も多く、次いで移動体からの排出量が724トン（20.8%）、家庭からの排出量が488トン（14.0%）の順となっています。また、届出外排出量中の上位10物質の合計は2,817トン（81.1%）で、そのうち、1,3-ジクロロプロペン（別名：D-D）が1,013トン（29.1%）と最も多く、次いでトルエンが445トン（12.8%）、キシレンが385トン（11.1%）の順となっています。

県内の届出排出量・移動量の内訳（令和元年度実績）



県内の届出外排出量（推計値）の内訳（令和元年度実績）



\* 1 届出対象業種を営む事業者のうち、従業員数（21人以上）、取扱量（年間1トン以上）などの要件を満たさない事業者からの排出量

\* 2 自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道車両、航空機など、移動体の運行に伴う排出量